

特別養護老人ホーム尚和園 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業運営規程

(事業の目的)

第1条 短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の運営について園長及び職員は、次の運営指針に従い職務を遂行する。

- (1) 事業は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
- (2) 事業を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (3) 職員は、短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム尚和園
- (2) 所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町清水77番地

(職員の職種、職員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（他の職務及び同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務することができる。）
ア 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。ま

た、支障がない限り他の業務との兼務をしても差し支えない。

(2) 医師 1人（嘱託医）（併設本体施設と兼務することができる。）

ア 医師は、利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行うものとする。

(3) 生活相談員 1人以上（併設本体施設と兼務することができる。）

ア 生活相談員は、利用者の生活相談援助等を行うものとする。

(4) 看護職員 2人以上（併設本体施設及び他の事業所と兼務することができる。）

ア 看護職員は、利用者の心身の状況を的確に把握し、疾病、保健衛生等看護に関するを行うものとする。

(5) 栄養士 1人以上（併設本体施設と兼務することができる。）

ア 栄養士は、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うものとする。

(6) 介護職員 15人以上（併設本体施設と兼務することができる。）

ア 介護職員は、利用者の入浴及び食事の介護その他日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(7) 機能訓練指導員 1人以上（他の職務及び他の事業所と兼務することができる。）

ア 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うものとする。

(利用定員)

第5条 利用定員は、介護予防短期入所生活介護も含め20人とし、空床型短期入所生活介護は50人とする。

(事業の内容)

第6条 事業内容は、居宅要介護者等について、園に短期間入所させ、入浴、排泄及び食事等の介護その他の日常生活上の世話並びに機能訓練を行うものとする。入所に当たつて利用者が希望する場合は、居宅等からの送迎を行うものとする。

(記録の整備)

第7条 サービスの提供に関する記録を作成するとともに、当該利用者の契約の終了の日から5年間保存しなければならない。

(食費・滞在費等の利用料金)

第8条 食費・滞在費等の利用料金については別表のとおりとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、揖斐郡の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービスの提供を受けるに当たっては、共同生活の秩序を保ち、利用者相互の親和に努めるため、職員の指示に従わなければならないものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 職員等は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合等は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(身体拘束)

第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(苦情の処理)

第14条 利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 関係機関等からの問い合わせや調査に対しては、速やかに対応し報告するものとする。

(業務継続計画)

第15条 管理者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入居者が継続してサービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定し、必要な措置を行う。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第17条 管理者は、パワーハラスメント指針を整備し、施設におけるハラスメント対策の推進を行う。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第18条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第19条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。またそのための必要な措置を講じなければならない。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、職員で

なくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

- 3 管理者は、職員の資質向上を図るための研修の機会を確保することとする。
- 4 この運営規程の概要、職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項は、見やすい場所に掲示する。
- 5 サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を使用する際には、あらかじめ利用者及びその家族の同意を得る。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、別途定めるものとする。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。